

岡崎市監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和5年3月30日

岡崎市監査委員	岡	島	讓
同	長	谷川	龍 伸
同	中	根	武 彦
同	井	町	圭 孝

定 例 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象

土木建設部 建設企画課、土木管理課、道路維持課、道路予防保全課、
道路建設課、河川課

3 監査の実施期間

令和4年8月23日～令和5年3月30日

4 監査の対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

建設企画課

資料複写料収入の現金出納事務について、収納した現金を堅固な容器の中に保管しないまま、翌日以降に指定金融機関に払込んでいるものが見受けられたため、予算決算及び会計規則に準拠した適正な保管及び処理をされたい。

土木管理課

河川及び法定外公共物の占用許可に係る事務において、次のとおり不備な点があったにもかかわらず、占用料を減免しているものが見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

- (1) 準用河川管理規則第7条に規定された流水占用料等減免申請書等が提出されていないものがあった。
- (2) 法定外公共物管理条例施行規則第4条に規定された減免を受けようとする旨が、申請書に記載されていないものがあった。

道路維持課・河川課・土木管理課

公有財産管理規則第44条第2項に該当し、公有財産台帳の整備を必要としない財産の管理において、所管課情報を更新していないものが見受けられたため、当該財産の管理を統括する土木管理課及び関係各課と引き続き協議し、適正な処理をされたい。